

| | |
|------------------------------|----|
| 令和6年度第1回 健康ちば地域・職域連携推進協議会 | 参考 |
| 令和6年10月24日(木) | 1 |

千葉県地域・職域連携推進事業実施要綱

1. 目的

この事業は、地域保健と職域保健の連携により、それぞれの機関が実施している健康教育や健康相談、健康に関する情報等を共有し、在住者や在勤者の違いによらず、地域の実情を踏まえたより効果的・効率的な保健事業を開発し、もって県民の健康寿命の延伸及び生活の質の向上を目的とする。

2. 実施主体

この事業の実施主体は、県とする。

3. 事業内容

(1) 地域・職域連携推進協議会の設置

ア 広域的な地域・職域連携を図り、地域の実情に応じた協力体制による生涯を通じた継続的な保健サービスの提供・健康管理体制を整備・構築するため、地域・職域連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設ける。

イ 推進協議会は、地域保健法(昭和22年法律第101号)第4条の基本方針(平成6年厚生省告示第374号)の第6の4及び健康増進法(平成14年法律第103号)第9条の健康診査等指針(平成16年厚生労働省告示第242号)の第3の7に掲げる事項を展開するための総合調整機関の役割を担うこととする。

ウ 推進協議会は、(4)に掲げる構成機関(以下「構成機関」という。)のうちから幅広い参画を得て構成することとする。

エ 県に地域・職域連携推進協議会（以下「県協議会」という。）、健康福祉センター（保健所）（以下「保健所」と略す。）単位に保健所圏地域・職域連携推進協議会(以下「保健所圏協議会」という。)を設けることとする。

なお、県協議会及び保健所圏協議会は、既存の協議機関(会議等)を活用して、これらの協議会とすることができる。

(2) 県協議会

ア 県協議会は、地域保健・職域保健の広域的観点での連携により体制整備を図る。

イ 県協議会は、県における健康課題を明確化し、県全体の目標、実施方針、連携推進方策等を協議することにより、関係者による連携事業の計画・実

施・評価の推進的役割を担う。

- ウ 県協議会は、関係団体の連絡調整、教材や社会資源の共有を行う。
- エ 県協議会は、地域及び職域における保健事業担当者の資質向上を図るための研修会を実施する。
- オ 県協議会は、地域特性を十分に勘案した上で、連携事業の企画・実施等を行う。
 - a)県単位のデータ収集・分析・比較
 - b)保健所圏が単独では実施が困難な大規模イベントの企画・実施
 - c)県内の保健所圏協議会が共通利用できるような媒体の作成等
 - d)保健所圏協議会担当者を対象とした研修会の企画・実施
- カ 県協議会は、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(3) 保健所圏協議会

- ア 保健所圏協議会は、地域特性に応じた協力体制による継続的な健康管理が可能となるよう体制を構築する。
- イ 保健所圏協議会は、地域における関係機関への情報提供と連絡調整や健康に関する情報収集、ニーズ把握等を行い、保健所圏特有の健康課題を特定し、地域特性に応じた健康課題の解決に必要な連携事業の計画・実施・評価等を行う。
 - a)現状分析
 - b)課題の明確化、目標設定
 - c)連携事業のリストアップ
 - d)連携内容の検討・決定及び提案
 - e)連携内容の具体化・実施計画の作成
 - f)連携事業の実施
 - g)評価資料及び評価方法の設定
- ウ 保健所圏協議会は、特に次の事項について企画等を行う。
 - (ア) 情報の提供
 - ①地域保健及び職域保健の双方の保健事業の実施施設、活動拠点及び保健事業の実施内容を明示する健康情報マップの作成により保健事業の活用を促進
 - ②保健事業に関する普及啓発事業の実施
 - (イ) 実施計画の策定
 - 地域の特性に着目した健康課題に関する普及啓発事業の実施計画の策定

(ウ) 保健活動

- ①健康管理体制が十分でないと考えられる小規模事業所等に対する健康教育・健康相談等の実施方策の検討及び地域保健と連携した保健事業の実施
- ②慢性疾患等の健康問題を抱える人に対する地域・職域連携による保健指導の実施
- ③退職等によって職域保健から地域保健に移行する人に対する継続的な健康管理の実施

(エ) その他

- ①地域・職域連携を推進するための共同研修会や事例検討会等の開催、得意分野の講師の相互派遣
 - ②その他の保健事業の実施
- エ 保健所圏協議会には、具体的な連携事業等の企画等を行うために、保健事業等の共同事業に関する作業部会や社会資源の相互有効活用に関する作業部会等、所要の作業部会等を置くことができる。
- オ 作業部会は、保健所圏協議会の構成員及び連携事業の実務担当者により構成する。なお既存の会議等を活用して作業部会とすることができる。

(4) 構成機関

推進協議会の構成機関が同協議会の意義について共通理解を図り、相互に連携すること。主な構成機関は以下のとおり。

県、健康福祉センター（保健所）、市町村、労働局、労働基準監督署、産業保健総合支援センター、地域産業保健センター、保険者、国民健康保険団体連合会、事業場、地方経営者団体、商工会議所、商工会、協同組合、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等関係団体、健診機関、住民等ボランティア、学識経験者（産業保健、公衆衛生、公衆衛生看護等）

4. 経費の負担

事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を受ける。

5. その他

- (1) 事業の実施に当たり、個人情報の保護について関係法令等を遵守して最大限の配慮をする。

- (2) 次の各項目に関する事業実施報告書を作成し、国に提出すること。
- ア 協議会の開催状況、構成員、協議会開催における課題等
 - イ 事業の内容及び成果、健康課題及び把握方法等
 - ウ 地域・職域連携に伴う具体的な効果等
- (3) 地域・職域連携推進協議会の開催に係る経費を活用し、具体的な事業を実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成25年7月11日から施行する。
- 5 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。